

別紙 4

(特別管理) 産業廃棄物処分業変更 (廃止) 届添付書類チェックリスト

申請者名: _____

No.	項目	変更区分	住所の変更	氏名又は名称の変更	役員等の変更	事務所等の所在地の変更	事業の用に供する施設等の変更	一部廃止	全部廃止	備考
①	事業計画の概要を記載した書類			◎ ※1			◎			規則様式第38号の2 ※1 役員の変更の場合には、変更前後がわかる全ての役員の一覧表
②	事業の用に供する施設	◎				◎	◎	○		保管の場所を含む。
	平面図、立面図、断面図、構造図									最終処分場は、面積及び容量
	設計計算書									
	付近の見取図									
	地形地質図等									最終処分場のみ
	地下水状況図									最終処分場のみ
	施設配置図						○			
公図の写し						○				
	施設及び重機の写真等						○			
③	施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類						○			
	土地登記事項証明書									
	土地使用権原書類									
	施設使用権原書類									
⑩	(法人) 定款又は寄附行為		◎							
	(法人) 登記事項証明書	◎	◎	◎						履歴事項全部証明書

No.	項目	変更区分						備考	
		住所の変更	氏名又は名称の変更	役員等の変更	事務所等の所在地の変更	事業の用に供する施設等の変更	一部廃止 全部廃止		
⑪	(個人) 申請者の住民票の写し	◎	◎					住民票の写しは、本籍（外国人の場合は、国籍等）の記載のあるものに限る（マイナンバーの記載のないもの）。	
⑬	法定代理人（個人）の住民票の写し及び医師の診断書等			○					
⑭	法定代理人（法人）の登記事項証明書並びに役員等の住民票の写し及び医師の診断書等			○				法定代理人（法人）の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書。出資者等（法人）の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書。	
⑮	(法人) 役員等の住民票の写し及び医師の診断書等			○					
⑯	(法人) 出資者等（個人）の住民票の写し及び医師の診断書等 (法人) 出資者等(法人)の登記事項証明書			○					
⑰	使用人の住民票の写し及び医師の診断書等			○					
⑳	使用人の権限を証する書類			○				指導指針様式第2号	
㉔	許可証の写し	◎	◎	○ ※2		○	◎	◎ ※3	※2 法人の代表者の変更の場合 ※3 全部廃止の場合は、許可証原本を添付
㉗	産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書の写し					○			条例第20条第1項の事前手続を行った場合。

◎：必ず添付が必要な書類

○：該当すれば、添付が必要な書類

△：変更がない場合、添付を省略できる書類

<注1> 当該書類が何度も発行される性質のものでない場合を除いて、第三者が証明等を行った書類については、原本を添付すること。

ただし、産業廃棄物収集運搬業の届出と産業廃棄物処分業の届出とを同時に行う場合の共通する添付書類については、一方の添付書類はその写しを添付すれば足りるものとする。

<注2> 産業廃棄物処分業の届出と特別管理産業廃棄物処分業の届出を同時に行う場合は、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合、省略する申請書には添付書類省略理由書（指導指針様式第4号）を添付すること。

<注3> 「医師の診断書等」は「精神の機能の障害等により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断書」又は「後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第4条第1項に規定する後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書」をいう。